

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和4年10月5日

長野地方法務局上田支局

登記官 山崎 憲一

記

意見又は資料の提出先

長野市大字長野旭町1108番地（〒380-0846）

長野地方法務局 不動産登記部門

電話 026-235-6645

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積 (㎡)
	所在	地番		
1002-2022-0007	埴科郡坂城町大字上五明字島寺	4 4 8 番イの2	畑	3 6
1002-2022-0008	埴科郡坂城町大字南条字三嶋	7 6 4 0 番1 0	原野	9 5
1002-2022-0009	埴科郡坂城町大字南条字三嶋	7 6 4 0 番1 2	原野	2 3
1002-2022-0010	埴科郡坂城町大字南条字三嶋	7 6 5 5 番1	原野	1 1 5
1002-2022-0011	埴科郡坂城町大字南条字外川原	7 7 1 5 番	雑種地	1 5 3
1002-2022-0012	上田市大屋字瀬沢入	6 9 番イの1	墓地	2 7 1
1002-2022-0013	上田市国分字鳴沢	3 3 0 番口	墓地	3・3 0
1002-2022-0014	埴科郡坂城町大字坂城字遠入	5 2 1 1 番2	保安林	2 3 1